

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 高山市

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.3%
全職員	75.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.4%
本庁課長相当職	97.1%
本庁課長補佐相当職	93.1%
本庁係長相当職	89.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.2%
31～35年	92.0%
26～30年	95.0%
21～25年	87.8%
16～20年	79.8%
11～15年	84.8%
6～10年	82.7%
1～5年	95.3%

【説明欄】

- ・相対的に給与水準の低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」（会計年度任用職員）の占める割合が男性よりも女性のほうが大きいため、全職員における男女の差異が大きくなっている。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、結果として各手当総額に占める男性への支給割合が大きい。
- ・勤続年数別では、特に「6～10年」「16～20年」の区分において差異が生じているが、部分休業により給与が減額された女性職員がいたこと等が影響している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月1日
管理的地位にある職員	12.1%

※条例上、管理職手当が支給される職員について計上。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年4月1日	令和8年4月1日	前年からの変化
本庁部局長・次長相当職	12.1%	12.9%	0.8% ↑
本庁課長相当職	16.7%	11.8%	△4.9% ↓
本庁課長補佐相当職	23.5%	23.7%	0.2% ↑
本庁係長相当職	31.9%	33.4%	1.5% ↑

※「本庁部局長・次長相当職」は行政職給料表(1)7級及び医療職給料表5級の職員、「本庁課長相当職」は行政職給料表(1)6級及び医療職給料表4級以下(所長・副所長)の職員、「本庁課長補佐相当職」は行政職給料表(1)5級の職員、「本庁係長相当職」は行政職給料表(1)4級の職員を計上。

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
事務職	52.2%
看護・保健職	100.0%
保育士	100.0%
消防職	0.0%
その他	50.0%
全体	55.3%

※令和7年4月1日から令和8年3月31日までに採用された女性職員の割合。

Ⅴ 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

区分	令和7年度
事務職	32.8%
看護・保健職	100.0%
保育士	100.0%
消防職	0.0%
その他	100.0%
全体	38.4%

※令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施した採用試験における女性受験者の割合。

Ⅵ 中途採用の男女別の実績

区分	令和7年度
男性	9人
女性	7人

※令和7年4月1日から令和8年3月31日までに民間企業における実務の経験その他これに類する経験を有する者として採用（中途採用）された者の男女別実績。

Ⅶ 職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月1日
事務職	29.3%
看護・保健職	97.8%
保育士	96.4%
消防職	2.7%
その他	29.5%
全体	32.8%

Ⅷ 離職率の男女の差異

1. 離職率

区分	令和7年度
男性	3.0%
女性	2.6%

※職員総数は令和7年4月1日時点

※男性職員総数及び女性職員総数に占める割合。性差が影響しない定年退職、死亡退職、任期満了に伴う退職等は対象外とする。

2. 離職者の年齢区分別の男女別の離職率

年代	男性	女性
24歳以下	2.4%	0.0%
25歳～29歳	8.6%	7.4%
30歳～34歳	2.6%	3.6%
35歳～39歳	2.5%	0.0%
40歳～44歳	0.0%	0.0%
45歳以上	3.0%	3.2%

※職員総数は令和7年4月1日時点

※離職者を年代（離職時点の年齢）ごとに分け、各々の年代別の男性職員総数及び女性職員総数に占める割合。性差が影響しない定年退職、死亡退職、任期満了に伴う退職等は対象外とする。

Ⅸ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	62.5%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	0%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
1週間以上2週間未満	30.0%	0.0%	—	0.0%
2週間以上1月以下	60.0%	0.0%	—	0.0%
1月超3月以下	10.0%	0.0%	—	20.0%
3月超6月以下	0.0%	0.0%	—	40.0%
6月超9月以下	0.0%	0.0%	—	20.0%
9月超12月以下	0.0%	0.0%	—	20.0%
12月超24月以下	0.0%	85.7%	—	0.0%
24月超	0.0%	14.3%	—	—

Ⅹ 男性職員の配偶者の出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

区分	令和7年度
配偶者出産休暇（上限2日）	93.8%
育児参加のための休暇（上限5日）	81.3%
上記休暇を合わせて5日以上取得	56.3%

XI 職員の勤務時間の状況

1. 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	10.8時間／月
内部部局等以外	5.2時間／月

※「内部部局等」は主として本庁に勤務する職員、「内部部局等以外」は主として本庁以外に勤務する職員を指している。

2. 管理的地位にある職員以外の職員に占める、超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員の割合

区分	令和7年度
全体	2.5%

※職員総数は令和7年4月1日時点。年間360時間超えの職員の割合を示している。

XII 職員の年次有給休暇等の取得日数の状況

区分	令和7年
職員一人当たりの年次有給休暇平均取得日数	10.5日